

氏 名	棚 瀬 一 代
学位(専攻分野)	博 士 (教育 学)
学 位 記 番 号	教 博 第 17 号
学位授与の日付	平成 11 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	教育 学 研究 科 臨 床 教育 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	心的外傷体験の臨床心理学的考察

(主査)

論文調査委員 教授 岡田康伸 教授 山中康裕 教授 藤原勝紀

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、子どもの傷つきに関して著者が早くから関心をもっていた児童虐待の問題から始め、離婚問題へと広げて論じた、5章より構成されたものである。その要旨は以下の通りである。

第I章は、「実母による乳幼児虐待の発生機序」と題され、乳幼児虐待の定義やその発生機序について、母子関係、母親の生育史などの視点から述べられている。乳幼児虐待の定義として、Kempeの定義に従い、1) 身体的虐待、2) 情緒的虐待、3) 放置、4) 性的虐待、の4つに類型化する。定義は、4つの類型に通じるものとして、Helferの考えをもとに「個人の身体上および／あるいは発達上の状態に非偶発的害を生むような、家族成員間の交流ないしは、交信の欠如である」という。虐待が起こると、そこには母子間の相互作用の崩壊が生じているが、特に、母親の被虐待児に対する認知の歪みが問題であると主張する。また、虐待者は実母が多いことも指摘する。さらに、虐待のすさまじさから虐待者の精神異常が疑われるが、実は5%~15%にとどまり、精神疾患でないことを明らかにする。そして、どうして、わが子を愛する代わりに虐待してしまうのかと問題提起する。

さらに、この章で著者は、方法として、事例研究法によること、その事例は、A児童相談所の90例のうち、実母が虐待した54例を選び、さらに、母親自身の精神内界がうかがえ、かつ母子相互交流の仕方がわかる7事例と、著者自身の自験例2例によることを述べる。又、著者の立場は、BowlbyやGrüttendenなどの考えにもとづくことなどから、精神分析学的立場であることを明確にする。

第II章は、「乳幼児虐待」と心的外傷後ストレス障害(PTSD)である。表題に示されているように、乳幼児虐待が1980年のDSM-III(Diagnostic Symptom Manual-III)に診断名として初めて出たPTSD(Post Traumatic Stress Disorder-心的外傷後ストレス障害)との関連を述べている。まず、PTSDの考え方を紹介し、虐待は複雑性PTSDであることを文献によって、明らかにする。また、ブランケンブルクの「自明性の喪失」のアンネ・ラウの症状をとりあげ、Hermanらの外傷理論から、寡症状性分裂病との診断を再検討している。心的外傷としてとらえることによって、守られた治療場で、強い情動をとまなつて、心的外傷を再体験することでそれが治療につながることを主張した。例としては、自験例を述べた第4・5章でそれが示される。

第III章は、「離婚体験の心理学的考察」である。少し視点を変えて、子どもの心的外傷の重要な、環境問題のひとつとして、離婚をとらえる。自験例(B男10才及びその親)によって、子とを、2人して守るべき夫婦が別れることの子どもにとってのマイナスの影響を示す。また当然ながら親自身への影響も重大であることを明らかにした。さらに、父親の大切さや別居や離婚後、何年たってもその余波はその力を弱めることなく、さまざまな形で、影響していることを示した。アメリカと日本とを比較しながら、共同監護に関しては、著者自身が、離婚後共同で子育てをしているアメリカのカップルに、インテンシヴに面接して、その実態を報告している。

第IV章は「溺愛型養育の剥奪性…深刻な抑うつ状態にあるS子との治療的関わり」である。著者は、自験例S子（31才、2児の母親で長女を虐待してしまう。）の治療過程を述べ、溺愛型養育の剥奪性について論じた。治療過程で、抑うつにおそわれ、否認などの防御をしていたS子が「真実を語ることの大切さ」を悟り、母親を攻撃できるようになり、歪んだ認知から解放され、長女への虐待もやんだ過程が2期に分けて記述されている。

第V章は、「心理的虐待A子との治療的関わりを通して」である。A子（9才、被虐待児）との3年間にわたる遊戯療法過程の報告である。本例を1. 良い子との出会い、2. 悪い子の出現と想起、3. 想起と悲哀の過程、4. Happy Endに向けての4期に分けて報告した。3期の幼い頃のつらい思い出を感情をこめて語り、悲哀を心理治療者との間で、味わいなおしたところに、新しい展開があったことを強調している。HermanやFreudなどの考えをもとに、遊戯治療過程で起こっている転移・逆転移、外傷記憶の想起と攻撃性などを考察した。また、虐待者の母親もまた、その両親から虐待を受けており、虐待が世代間に渡ることを明らかにした。

以上が本論文の要旨である。

論文審査の結果の要旨

児童虐待が、今日、日本でも大きな問題となっていっているが、著者は、アメリカ滞在時の児童相談所などの体験から、早くからこの問題に関心を寄せ、博士論文として集大成した。子どもの心的傷つきと守りの面から、PTSDや離婚問題へと視点を広げ、心的外傷論としたのが本論文である。

また、著者は、精神分析的視点に立ちながらアメリカの虐待児に関する研究者であるKempe, Helfer, Steeleらの考えやBowlbyやGrüttendenらの愛着理論などにもとづきながら論をすすめた。

乳幼児虐待をどう考えるか、単なるしつけのための体罰か虐待なのかなどあいまいさをともなうが、これを文献によって、Kempeの考えから4類型に分類することによって、明確に虐待を定義した。文献と9事例（A児相の7例と自験2例）によって、虐待者は実母が多いことや虐待者が精神疾患患者でないことなど、虐待に関するさまざまな事実を明らかにした。また、離婚は、夫婦間の問題だけでなく、子どもに与える影響の大きさを主張した。しかも、それは、子どもが大人になっても影響し続けることであり、慢性PTSDに相当すると主張した。

本論での特に新しい知見は、自験例S子によって示された、溺愛型養育に潜む剥奪性である。溺愛型養育は母子関係テストなどでチェックされる、好ましくない母親の養育態度である。外面上は物質的には何不自由なく過ごしたりしているので、それ程深刻に考えられてはいなかった。しかし、S子の事例に示されるように、S子は継母に溺愛されて、育つが、実子を虐待することになってしまう。この事実を明らかにし、S子がうけた溺愛は、心理的虐待であったと主張する。また、溺愛は外的にだけみるのではなく、内的な影響こそが問題であるという。このため、母親の長女への認知的歪曲が生じた。溺愛は深刻なものであることを明らかにした。

また、A子の事例からは、外傷体験の想起と攻撃性などは、守られた体験の中でこそ、情動をともなって想起され、心理治療的意味があることを主張した。さらに、虐待児は守りが薄いために虐待されていたのだが、心理治療では守りを破ること（枠を破る）ことが守りを確認し、守りから自立することであり、虐待体験を癒すことにつながったことを指摘した。すなわち、守りは必要であるが、破られるものでもあることを明らかにした。

審査の中で、次のような問題点も指摘された。表題が大きくなりすぎており、論文としてのまとまりにやや欠けるものがあること、やはり虐待児問題にだけに絞った方がすっきりしたのではないか。また、アンネ・ラウの事例は「複雑性、慢性PTSDだ」という問題提起は評価するが、軽々しく言えるものではない。その範疇にも入るところもあるが、やはり寡症状性分裂病とされてきている論拠をくずしていないという指摘もあった。また、同じ状況にしながら、心的外傷となる者とならない者の違いへの視点が出かかっているが社会の問題に逃げてしまっていて、不十分であるのは残念である。また、「症例」という用語を使用しているが、心理臨床では「事例」という方がいいのではないかなどと。

審査員の評価は厳しいものがあつたが、今後の著者のよりよい心理臨床家としての成長を期待し、日本の虐待児研究が少ない中で、多数の文献にあたったことは評価された。また、アメリカへの調査などの著者の精力的な、虐待児研究の取り組

みは高く評価された。本論文は、日本の虐待児研究のパイオニア的研究として、認められた。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成11年2月9日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。